

監事の意見書

農業保険法第53条第1項の規定により、令和3年5月18日に理事より提出された令和2年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案、不足金処理案の各事項の調査を遂げ、その正確適正であることを認めます。

令和3年6月4日

茨城県農業共済組合連合会

代表監事 諏訪 洋一

監事 堀井 達之